

愛知県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修）

令和4年度 実施要領

1 研修の目的

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての業務内容の検証等を行うとともに、知識・技術の更なる向上を図ります。

2 実施主体

愛知県

3 募集人数

2, 516名

※追加募集はしませんので、更新の必要な方は必ず申し込んでください。

4 受講対象者（対象者以外は、受講できません。）

平成30年度末までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）を修了した方（※）であって、次の①から③のいずれかに該当する方（現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているかどうかは問いません。）

- ① 愛知県又は名古屋市が開催したサービス管理責任者等研修を修了した方
- ② 他の都道府県等が開催したサービス管理責任者等研修を修了し、現に愛知県内の障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）している方
- ③ 他の都道府県等が開催したサービス管理責任者等研修を修了した愛知県在住の方で、今後、愛知県内の障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）する予定の方（ただし、現に県外に所在する障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）している方を除く。）

※「修了した方」とは、平成31年3月31日までに発行された次の両方の研修の修了証を持っている方を指します。

- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）
- ・サービス管理責任者研修（第1分野・第2分野・第3分野・第4分野・児童分野）又は児童発達支援管理責任者研修

※令和元年度以降にサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修を受講した方は、更新研修受講の対象外ですので、必ず修了証書をご確認ください。

5 受講料

無料

6 研修日程・会場（予定）

以下の日程のうち受講はいずれか1日です。加えて、研修受講日の前にオンデマンド配信による講義の視聴（会場受講・オンライン受講共通、1時間程度）が必要です。

	開催日	会場	定員
①	令和4年7月6日（水）	オンライン開催（Zoom 使用）	84 名
②	令和4年7月12日（火）	ウィルあいち	各 96 名
③	令和4年7月13日（水）		
④	令和4年7月21日（木）	オンライン開催（Zoom 使用）	各 140 名
⑤	令和4年8月4日（木）		
⑥	令和4年8月10日（水）		
⑦	令和4年8月19日（金）		
⑧	令和4年9月6日（火）		
⑨	令和4年9月12日（月）		
⑩	令和4年10月4日（火）		
⑪	令和4年10月13日（木）		
⑫	令和4年10月19日（水）		
⑬	令和4年10月28日（金）	西三河総合庁舎	各 96 名
⑭	令和4年10月31日（月）		
⑮	令和4年11月8日（火）	オンライン開催（Zoom 使用）	各 140 名
⑯	令和4年11月16日（水）		
⑰	令和4年11月24日（木）		
⑱	令和4年11月29日（火）		
⑲	令和4年12月9日（金）	愛知県自治センター	各 72 名
⑳	令和4年12月12日（月）		
㉑	令和4年12月21日（水）	オンライン開催（Zoom 使用）	84 名

※オンライン開催は、グループワークで、受講者が各自パソコンに入力する作業があります

【会場の住所】

②③ 名古屋市東区上堅杉町1 ウィルあいち 大会議室

⑬⑭ 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎 10階 大会議室

⑲⑳ 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県自治センター 12階 会議室E

7 研修カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. 障害福祉等の動向に関する講義（1時間） ※オンデマンド配信（～12月16日）		
障害福祉施策等の最新の動向とサビ管・児発管の役割（講義）	・障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての役割を再確認する。	60分
2. サービス提供の自己検証に関する演習（5時間） ※オンラインまたは会場（指定された1日）		
事業所としての自己検証（演習）	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
サービス管理責任者としての自己検証（演習）	・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分

研修開始は午前9時45分、終了時間は午後5時を予定しております。（昼食1時間）

8 申込方法等

(1) 電子申請

愛知県障害福祉課 Web ページの「サービス管理責任者等研修について」のサービス管理責任者等更新研修の申込方法を御確認のうえ、インターネット（**あいち電子申請・届出システム**）で申し込んでください。

○愛知県障害福祉課 Web ページ「サービス管理責任者等研修について」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kenshu-sabikan.html>

○申請用（愛知電子申請・届出システム）URL：

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=47330

【申請方法】

- ① 上記申請用 URL をクリックする
- ② 使用するメールアドレスを入力する
- ③ 入力したアドレスにメールが届く

- ④ メールに記載された URL をクリックして申請に必要な事項を入力する
- ⑤ 入力ができたら確認へ進むを押す→内容に修正がなければ申込みを押す
- ⑥ 申込完了メールが届く（整理番号・パスワードが通知されます）

- ・申込受付期限は、令和 4（2022）年 5 月 17 日（火曜日）午後 5 時までです。5 月 17 日（火曜日）午後 5 時までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。
- ・電子申請・届出システムの利用者登録を行わなくても申請できます。
- ・申込手続きは 2 段階申請（指定したメールアドレスに届いた URL から、必要事項を入力する申請方法）になっておりますので、正確なメールアドレスを入力してください。アドレスに不備がある場合はメールが届きませんので、しばらく時間をおいても受信がない場合は、もう一度正確なアドレスを入力してください。
- ・申請時に使用したアドレスに受講決定通知や受講案内等を送付いたしますので、研修修了まで確実に使用できるアドレスにしてください。
※退職が決まっている場合は、職場以外のアドレスを使用してください。
- ・申請完了後には申込完了通知が自動送信されますので、整理番号とパスワードはメモを取るなどして、研修が終了するまで保管してください。
※申請に使用するメールアドレスは、必ず申請者ごとに別のメールアドレスを登録してください。同じアドレスを複数人で使用している場合、全員分の通知が届きますが、どの受講者あての通知なのかなどの問合せにはお答えいたしかねます。
※申請で使用したアドレスに資料を送付するため、パソコンなどの印刷が可能な機器に接続ができるアドレスを使用してください。携帯会社のキャリアメールアドレスは受信容量が小さいため使用不可とします。

例：〇〇〇@docomo.ne.jp 〇〇〇@ezweb.ne.jp などは不可

(2) 提出資料（電子申請時にデータを添付）

研修修了証等の写し ※平成 30 年度までに修了していることを確認してください

- ・サービス管理責任者等研修（複数枚お持ちの方は、全ての研修修了証）
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）

※電子申請・届出システムへのデータの添付ができない方は、修了証の写しを郵送してください。（5 月 17 日消印有効）

《送付先》

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

『更新研修添付書類 在中』と記載してください。

(3) 申し込み期間

令和 4 年 4 月 18 日（月）午前 10 時から 5 月 17 日（火）午後 5 時まで

9 受講決定

- (1) 受講の可否及び日程・会場については、令和4年6月上旬（予定）までに通知します。
※ 定員を超過した場合は、希望する日程・会場とならない場合がありますので、ご了承ください。
※ 感染症の状況等により、集合研修（会場）をオンラインに変更する場合があります。
- (2) 受講の可否は、受講申請の記載事項により愛知県障害福祉課において決定します。
- (3) 申込が定員を超過した場合は、優先順位（別添1）により、受講者を選考させていただきます。

10 研修修了の条件

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 研修の全日程を出席すること
※ 研修の遅刻・中抜け・早退は認めません。（遅刻・中抜け・早退をした場合は、研修修了とはみなしません。また、オンラインの場合、やむを得ない場合があっても、切断された場合は修了とはみなしません。）
- (2) 「講義動画視聴レポート」と、受講決定の際に通知する「事前課題」を、定められた期日までに提出すること
※ 受講決定通知で、提出期日をお知らせします。
- (3) 受講態度が良好であること
※ 研修中の私語・居眠り・携帯電話の使用、オンラインの場合で受講環境が適切でない場合等、受講態度に問題がある場合は、研修修了と認めない場合があります。
- (4) オンラインの場合は、演習で使用するワークシートに自分のパソコンから入力すること

11 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

研修修了の条件を満たした者に対して、県は、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、次回の更新研修修了期限を記載した修了証書を交付します。

(2) 研修修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した修了者名簿を作成するとともに、修了者の事業所が所在する市町村（勤務する事業所がない場合は、受講者の住所地）に送付しますので、ご了承の上申し込んでください。

12 申込時の注意事項

- (1) 本研修は、「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者」の資格を更新するための研修です。研修参加者は、研修受講の意義・目的などを十分認識した上で、参加するようにしてください。
- (2) オンライン参加の場合、グループワークに適さないことから、スマートフォンからの参加は認めておりません。また、端末（パソコン・タブレットなど）自体の使用方法的説明や、機器の詳しい操作方法については対応出来ませんので、ご承知ください。予めインターネットに繋がっていることの確認や、Zoom アプリを使用する場合は自身でアプリをダウ

ンロードするなどのご準備をお願いします。

- (3) 端末・インターネット環境などの不具合等で研修が継続できない場合であっても、日程の変更はできません。また、オンラインを選択した場合、パソコンの操作や文字入力が必要となりますので、対応が難しい方は、会場を選択してください。
- (4) 研修希望日程は、必ず第5希望までご入力ください。
- (5) 受講希望日を考慮して調整しますが、定員になった場合は別の日で受講決定する場合もありますので、ご了承ください。
- (6) 理由なく研修を欠席された場合や、申込内容に悪質な虚偽の内容がある場合は、来年度以降の更新研修について、申込を受理しない等の措置を取らせていただきます。
- (7) 現在の氏名が修了証書と異なる場合は、その旨を備考欄に入力し、修了証書添付の部分に氏名の変更があったことが分かる資料（運転免許証、住民票等の写し）を添付してください。

13 その他

- (1) 車いすの利用や座席の配慮（会場を希望する方）、手話通訳などの配慮が必要な場合は、受講申請の『研修受講にあたって配慮すべき事項』欄にご入力ください。なお、詳細を確認するため、直接連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 会場での受講については感染症予防のため、グループワークの人数を縮小して実施します。
※ 換気や手指消毒、検温（自己申告）、マスク着用の徹底は実施します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催の中止・延期する場合や、開催規模を縮小、開催方法を変更する場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 会場で受講する方は、公共交通機関をご利用ください。（駐車券の承認はできません。）

14 今後の予定（変更になる場合もあります）

受講決定通知の発送	6月上旬
講義（オンデマンド配信）	演習前に視聴
演習オンライン接続テスト	6月22・23日のいずれか（7月～9月の受講者） 9月26・27日のいずれか（10月～12月の受講者）

※接続テストについては、受講決定時に日にちを指定し、各日に何回か行う予定です。

指定された日の中で都合の良い時間を選んで参加することができます（Zoomの仕様により満員になった場合は次の回に参加いただきます）。

接続確認および研修当日のシートの入力方法について説明いたしますので、研修をスムーズに行うために必ずご参加ください。

15 問い合わせ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ（担当：城田）
電話 052-954-6292（ダイヤルイン）

別添 1

愛知県サービス管理責任者等研修（更新研修）の優先順位について

- ① 平成 30 年度末までにサービス管理責任者等研修を修了した方に対する 1 回目の更新研修は、令和 5 年度まで実施します。令和 5 年度までに修了しない場合は、サービス管理責任者等の資格が失効します。詳しくは、別添 2 をご確認ください。
- ② 対象者が大変多いことから、研修実施年度ごとに、優先的に受講決定する方を次のとおり定めています。優先受講決定は 1 回限りですので、対象となる年度に確実に申込むようにしてください。

【優先受講決定の対象者】

研修実施年度	研修修了年度
令和元年度【終了】	平成 18～20 年度
令和 2 年度【終了】	平成 21～22 年度
令和 3 年度【終了】	平成 18～26 年度
令和 4 年度	平成 27～29 年度
令和 5 年度	平成 30 年度

※ 複数の分野の修了証をお持ちの場合（サービス管理責任者等研修の修了証）
最も古い修了年度を基準として申し込んでください。

- ③ 優先受講決定の対象者を受講決定したうえで、なお定員に空きがある場合は、優先年度修了者以外の方を受講決定します。その場合は、次年度以降の優先受講決定の対象者のうち、修了年度の古い方から優先します。
- ④ 申込者が定員を超過し、優先受講決定の対象者にもかかわらず受講決定とならなかった場合は、翌年度の研修では最優先で受講決定します。
- ⑤ 優先受講決定の対象者であるにもかかわらず、申し込みをしなかった場合は、その後は優先的な取り扱いをしません。（産休等の特別な事情がある場合は、その事情がなくなった年度に申し込んでください。その際は、受講申込書の備考欄にその旨を記入してください。）

※ 令和 5 年度は多くの受講者が見込まれますので、平成 30 年度に研修修了した方も前倒しての申込みをご検討いただきますようお願いいたします。

別添 2

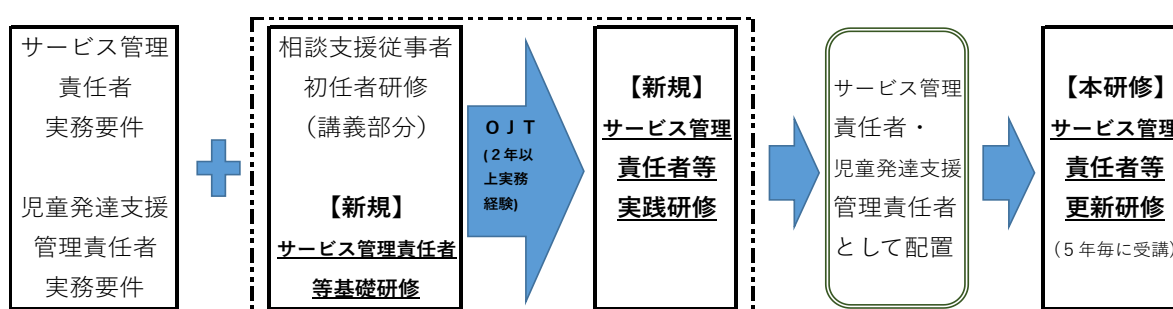
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格について

1 更新研修の修了について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格は、令和元年度から更新制となりました。資格を継続するためには、5年ごとに更新研修を修了する必要があります。

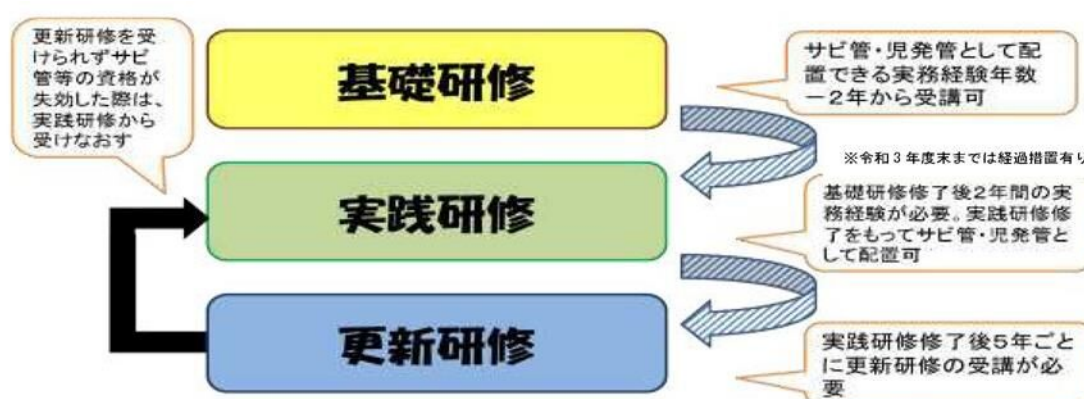
平成 30 年度末までのサービス管理責任者等研修修了者は、令和 5 年度末まで当該業務に従事することが可能ですが、令和 6 年度以降も資格が必要な方は、令和 5 年度末までに必ず更新研修を修了してください。期日までに更新研修を修了しない場合は、サービス管理責任者等の資格は失効し、資格を再度取得するためには、実践研修を受講する必要があります。

【参考：令和元年度からのサービス管理責任者等研修体系】



2 2回目の更新研修の受講について

更新研修を受講した年度の翌年度から5年後の年度末までに、2回目の更新研修を受講する必要があります（以後5年ごとに受講が必要）。2回目以降の更新研修は、2日間（1回目の更新研修は経過措置により1日）となります。なお、更新研修の受講に当たっては、実務経験が必要となり、実務経験を満たさない場合は、実践研修を受講することとなります。



【参考】平成 31 年 4 月以降にサービス管理責任者等研修を修了した方の取扱い

更新研修ではなく、実践研修を受講していただくこととなります。実践研修は、基礎研修修了後に2年間以上の実務経験が必要です。